

火災に遭われた方へ

I 火災原因調査について

- 1 消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てています。火災現場は建物強度が損なわれる等危険な状態ですので、火災調査が終了するまでに火災現場に立ち入る際は、現場消防隊員に相談してください。
- 2 火災現場の後片付けについては、火災調査終了後にお願い致します。
- 3 火災保険に加入されている方は、契約保険会社に連絡してください。
- 4 別の場所へ移動若しくは避難される方は、連絡先及び連絡方法を町田消防署へお知らせください。

II り災申告書について

り災申告書については、焼損した物件により次の種類があります。

- 1 建物等の不動産が焼損した場合 「不動産り災申告書」
- 2 家財等の動産が焼損した場合 「動産り災申告書」
- 3 車両等が焼損した場合 「車両・船舶・航空機り災申告書」

火災調査終了後にお渡ししますので、必要事項を明記して、町田消防署若しくは指定された消防出張所へ提出してください。

III り災証明書について

- 1 「り災証明書」は、町田消防署若しくは指定された消防出張所の窓口で「り災証明申請書」に必要事項を記入し申請してください。申請後に発行されます。
- 2 家財等の動産の「り災証明書」の発行には前記「動産り災申告書」が必要となります。
- 3 窓口にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いいたします。
- 4 不明な点がある場合は、町田消防署若しくは消防出張所にお問い合わせください。

IV 火災後に発生する各種手続きについて

火災後に発生する主な各種手続先・相談先については、裏面を参照してください。

問い合わせ先

町田消防署	予防課調査担当	042-794-0119	(内線611)
忠生出張所		042-792-0119	
南出張所		042-795-0119	
鶴川出張所		042-735-0119	
西町田出張所		042-770-0119	
成瀬出張所		042-720-0119	

主な連絡・相談先一覧

項目	連絡先等
火災で発生したごみ	「り災証明書」の提出で条件及び状況により費用の一部が減免されます。 市・循環型施設整備課（町田市バイオエネルギーセンター） TEL 042-797-2732
災害見舞金の支給	火災によって被害を受けた方、またはその遺族に対し、一定の条件を満たした場合は見舞金・弔慰金を支給する制度があります。 防災課へご連絡ください。 市・防災課 TEL 042-724-3218
都営住宅の受入れ	仮住まいに困るようなことがあれば、東京都ではある一定の条件を満たした場合は、都営住宅に入居の斡旋をする制度があります。 東京都住宅供給公社 TEL 03-3498-8894
税に関する申請	1 所得税の減免 町田税務署 TEL042-728-7211 2 個人の市・都民税の減免 市・市民税課 TEL042-724-2115 3 固定資産税の減免 市・資産税課 TEL042-724-2116 4 国民健康保険料の減免 市・保険年金課 TEL042-724-2124 5 国民年金保険料の免除 市・保険年金課 TEL042-724-2127 ※税法により減免措置が定められています。確認してください。
証書の再交付手続き	・自動車運転免許証・・・運転免許試験場（府中、鮫洲、江東） ・印鑑登録 ・・・市・市民課 TEL042-724-2123 ・預金通帳 ・・・預金口座のある金融機関 ・国民健康保険証 ・・・市・保険年金課 TEL042-724-2124 ・クレジットカード・・・各カード会社
生活関連電話番号	町田市役所・代表電話番号 TEL042-722-3111 町田警察署 TEL042-722-0110 東京ガス TEL0570-002-211 東京都水道局多摩お客様センター TEL042-548-5110 町田郵便局 TEL0570-031-269 NTT東日本 TEL0120-116-000 外国人（がいこくじん）のための相談（そうだん） Advisory Services & Support for Foreigners TEL042-722-4260 (Every Tuesday, Thursday&Saturday, 1:30p.m~3:30p.m)

*各項目についての詳細な点は、各機関に問い合わせ、確認してください。